

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第五百八十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に更新登録した。

昭和二十九年十一月二十六日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

目次

- 建設業者の更新登録
- 土地改良計画の縦覧
- 種畜証明書の書換交付
- 種畜の廃用
- 国民健康保険法に基く条例変更認可
- 第一回全国自治宝くじの発売

登録番号 登録年月日 商号又は名称

鳥取県知事登録
（は）第四八号 昭和二十九年十月十日

第八四号 十月十六日 和田建設有限会社

第八五号 十月二十七日 山陰電気工業株式会社

第一八八号 十月十日 昭和建設株式会社

第一九〇号 十月十二日 山根組

主たる営業所所在地 申請者氏名

東伯郡赤碕町大字赤碕 上向 歳明

日野郡黒坂町大字上菅 和田 傳三郎

鳥取市職人町三〇ノ一 稲垣 寅吉

東品治町一〇ノ一五 広田 敏男

米子市日野町六七 山根 末市

鳥取県告示第五百八十五号

国民健康保険を行つてゐる次の町村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基く条例制定を認可した。

昭和二十九年十一月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一 国民健康保険を行う町村 一 認可年月日

八頭郡智頭町 昭和二十九年十月 十五日

岩美郡岩美町 " " 十月二十二日

気高郡酒ノ津村 " " 十月二十一日

鳥取県告示第五百八十六号

第一回全国自治宝くじを次のとおり発売する。

昭和二十九年十一月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一名 称 第一回全国自治宝くじ

二 受託銀行 日本勧業銀行

三 発行の枚及び総額 全国都道府県及び五大市の共同発売総額三〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のうち本県分発売額九三〇、〇〇〇円

四 証票金額 一通 一〇〇円

五 発売期間 昭和二十九年十二月 一日から 年十二月二十日まで

六 当せん金の総額 発売総額三〇〇、〇〇〇、〇〇〇円に対し一三一、三七六、〇〇〇円

七 組数及び通数 三〇組、各通一〇万通、計三〇〇万通

八 抽せん日 昭和二十九年十二月二十一日

九 支払開始日 昭和二十九年十二月二十七日

十 条 件 (発売総額に対し)

等級 獎金額 個数 計金額

一等 四、〇〇〇、〇〇〇円 九個 三六、〇〇〇、〇〇〇円

残念賞	10,000	1	1,000,000
二 等	1,000,000	11	11,000,000
残念賞	5,000	108	500,000
三 等	500,000	111	55,000,000
残念賞	1,000	108	1,080,000
四 等	100,000	56	5,600,000
五 等	10,000	500	5,000,000
六 等	1,000	5,000	5,000,000
七 等	100	50,000	5,000,000
八 等	50,000,000	4,000,000,000	200,000,000,000
計	9,970,110	111,111,111	9,970,110,000

十一 注意事項

(一) 受託銀行から直接購入した者又はその相続人その他一般承継人以外の者は当せん金を受領できない。

(二) 証票の転売はできない。